

平成 17 年第 1 回防府市議会定例会会議録（その 1）

平成 17 年 2 月 28 日（月曜日）

議事日程

平成 17 年 2 月 28 日（月曜日） 午前 10 時 開会

- 1 開 会
- 2 会期の決定
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 中心市街地活性化対策調査特別委員会の中間報告
- 5 報告第 1 号 専決処分の報告について
報告第 2 号 専決処分の報告について
報告第 3 号 専決処分の報告について
報告第 4 号 専決処分の報告について
報告第 5 号 専決処分の報告について
報告第 6 号 専決処分の報告について
- 6 報告第 7 号 専決処分の報告について
- 7 議案第 1 号 市町村の廃置分合に伴う山口県市町村災害基金組合を組織する
地方公共団体の数の減少について
- 8 議案第 2 号 防府市税条例中改正について
- 9 議案第 3 号 防府市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例中改
正について
- 10 議案第 4 号 防府市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例中改正につ
いて
- 11 議案第 5 号 防府市体育施設設置及び管理条例中改正について
- 12 議案第 6 号 防府市養護老人ホーム設置条例の廃止について
- 13 議案第 7 号 平成 16 年度防府市一般会計補正予算（第 6 号）
- 14 議案第 8 号 平成 16 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 9 号 平成 16 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3
号）
議案第 10 号 平成 16 年度防府市索道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 11 号 平成 16 年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計補正予

算（第1号）

- 議案第12号 平成16年度防府市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）
議案第13号 平成16年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第14号 平成16年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）
議案第15号 平成16年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
15 議案第16号 平成16年度防府市水道事業会計補正予算（第2号）
議案第17号 平成16年度防府市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（30名）

1番	今津誠一君	2番	伊藤央君
3番	松村学君	4番	山下和明君
5番	重川恭年君	6番	斉藤旭君
7番	藤本和久君	8番	弘中正俊君
9番	田中敏靖君	10番	木村一彦君
11番	山本久江君	12番	横田和雄君
13番	平田豊民君	14番	安藤二郎君
15番	藤野文彦君	16番	三原昭治君
17番	高砂朋子君	18番	行重延昭君
19番	原田洋介君	20番	河杉憲二君
21番	河村龍夫君	22番	大村崇治君
23番	佐鹿博敏君	24番	山根祐二君
25番	田中健次君	26番	馬野昭彦君
27番	中司実君	28番	山田如仙君
29番	深田慎治君	30番	久保玄爾君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	中村隆君
総務部長	嘉村悦男君	総務課長	岡本幸生君
生活環境部長	三谷勇生君	産業振興部長	桑原正文君
土木建築部長	金子正幸君	都市整備部長	岡本智君
都市整備部理事	谷本勝利君	健康福祉部長	和田康夫君
教育長	岡田利雄君	教育次長	松本孝夫君
水道事業管理者	吉田敏明君	水道局次長	井上孝一君
消防長	山根徹雄君	監査委員	大木孝好君
農業委員会 事務局長	松垣健次君		

事務局職員出席者

議会事務局長 池田 功 君 議会事務局次長 徳光辰雄 君

午前 10 時 1 分 開会

議長（久保 玄爾君） ただいまから平成 17 年第 1 回防府市議会定例会を開会いたします。

議長（久保 玄爾君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会期の決定

議長（久保 玄爾君） 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から 3 月 24 日までの 25 日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から 3 月 24 日までの 25 日間と決定いたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（久保 玄爾君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

13番、平田議員、14番、安藤議員、御両名にお願い申し上げます。

中心市街地活性化対策調査特別委員会の中間報告

議長（久保 玄爾君） この際、中心市街地活性化対策調査特別委員会より、審査の過程について中間報告をしたい旨の申し出がございましたので、これを許します。原田特別委員長。

〔中心市街地活性化対策調査特別委員長 原田 洋介君 登壇〕

19番（原田 洋介君） 去る2月21日に中心市街地活性化対策調査特別委員会を開催いたしましたので、その経過について概要を御報告いたします。

まず、防府駅北土地地区画整理事業について、平成16年度の事業施行箇所の説明を受けました。A街区の建物移転26件については、全員の方から同意を得、3月末までに解体・撤去される予定とのことでした。C街区の赤間通り線道路改良工事におきましては、歩道の整備と電線共同溝の埋設を、B街区の駅通り牟礼線道路改良工事におきましては、電線共同溝の埋設を行います。また、D、E街区の建物移転補償費積算業務を発注するとともに、換地について権利者の方々と協議を進め、平成21年度の事業完了を目指して努力しているとの報告がありました。平成17年度につきましては、主にA、B街区の歩道・車道の整備や電線共同溝の埋設が予定されているということでございます。

次に、まちづくり交付金事業についてですが、平成16年度にらんかん橋から旧国道2号までの間、路面整備と照明灯などの整備を実施し、平成17年度に銀座商店街の交差点部分の路面整備などを行い、事業を終了するというところでございます。

次に、防府駅てんじんぐち第一種市街地再開発事業につきまして、事業の施行者であります市街地再開発組合は、現在、権利変換計画の変更申請のため準備を行っているところで、商業計画の見直しや出資事業に関する防府地域振興株式会社の取得床の見直しなど、ビル全体の取得床の精査をすることによって、事業計画の変更認可申請時に比べて面積が微調整されることになりました。

なお、再開発ビルに関しまして、これまでの特別委員会で提案されました意見の中で、地下水の利用、図書館の静けさの確保、再開発ビルとアスパラートのデッキでの連結などにつきましては、意見を反映された形で事業が進んでいるとのことでございます。

また、立体駐車場につきましては、第三セクターである防府地域振興株式会社が取得し経営する有料駐車場となり、現在、採算性を勘案し、料金設定については諸経費などを精査中ということでした。さらに、周辺駐車場との共通利用につきましても協議・検討しているとのことでございます。

再開発事業関連年度別スケジュールの説明の中で、再開発ビルの竣工につきましては、前回の特別委員会の説明時より1カ月おくれの平成18年6月になる予定とのことでございます。

図書館につきましては、移転作業期間が必要となるため、期間的なずれが生じる見込みとのことでございます。

公共公益施設につきましては、計画の経緯及び各階フロアの施設の説明などを受けた後、図書館と公共公益施設の管理運営並びに法整備についての説明がございました。管理運営につきましては、図書館は当分の間は市の直営で、2階の公共公益施設は、経営ノウハウを持つ民間法人、団体、NPOなども参加できる指定管理者での運営を目指しております。法整備につきましては、管理運営も考慮すると、図書館は、既に制定されている防府市図書館設置条例の位置の改正、2階の公共公益施設は、(仮称)防府市市民活動センター設置及び管理条例を定めることとなると考えているとのことございました。

続きまして、TMOについて、平成16年度事業の概要説明があり、空き店舗対策、チャレンジショップ等の報告がございました。また、再開発ビルの商業保留床を取得されます株式会社周防夢座が行われるテナントミックス事業についての支援施策についての説明がありました。

国の施策としまして、中小商業活性化総合補助事業と、平成17年度に策定されます戦略的中心市街地商業等活性化支援事業の2つがあります。中小商業活性化総合補助事業につきましては、保留床の取得費のうち、建設費につきましては、国が3分の1、地方公共団体が3分の1で、合わせて3分の2の補助を受けることができます。戦略的中心市街地商業等活性化支援事業は、補助対象事業費の3分の2を、国が直接事業者である株式会社周防夢座に補助し、詳細は未定ですが、地方公共団体に対しては応分の支援が求められるということです。現在、どちらかの補助金を得るために、国・県と協議を進めているということでございます。

以上の報告を受けた後、質疑に入りました。

その主なものを申し上げますと、「再開発ビルの工事期間中、鉄板のさくが設置されているが、そこに中学生に絵をかいてもらうなど、駅通りの活性化を考えてはどうか」との質疑に対し、「施行者である再開発組合も、にぎやかさの演出をしたいということで、現在検討中ということでございます」との答弁がございました。

また、「再開発ビルの2階フロアに託児室等があるが、そのあたりの使用計画はどうなっているのか」との質疑に対しましては、「託児室を含めた子育て支援の部分の利用方法等につきましては、市民の利便性を第一に考えており、指定管理者制度という新しい制度

の中でよりよい方法を検討しています。なお、子育て支援体制の充実を図るため、ファミリーサポートセンターを移設する予定です」との答弁がございました。

さらに、「図書館への来館者が、生鮮食料品を買った後でも安心して過ごせるようにはできないのか」との質疑に対しまして、「2階の階段付近に冷蔵ロッカーが設置できるよう検討しているところがございます」との答弁がございました。

また、「現段階で再開発ビルの入店はどのくらい決まっているのか」との質疑に対して、「周防夢座で店舗の募集をされており、かなりの問い合わせがあるようです。今後の計画といたしましては、6月にテナントの説明会を開き、10月に契約を結ばれると聞いておりますが、現段階でははっきりしていないということがございます」との答弁がございました。

また、「まちづくり交付金事業が平成17年度で終了するということが、その後、単市のみで事業を行うのではなく、従来の事業にかわる新事業が出てくることも考えられるので、県との連携を密にして、補助事業を取り入れるようにしてほしい」との要望がございました。

以上をもちまして、中心市街地活性化対策調査特別委員会の中間報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） ただいまの委員長報告に対する質疑がありましたらお願いいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 以上で、中心市街地活性化対策調査特別委員会の中間報告を終わります。

報告第1号専決処分の報告について

報告第2号専決処分の報告について

報告第3号専決処分の報告について

報告第4号専決処分の報告について

報告第5号専決処分の報告について

報告第6号専決処分の報告について

議長（久保 玄爾君） 報告第1号から報告第6号までの6議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第1号から報告第6号までの専決処分の報告について、一

括して御説明申し上げます。

本案は、議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、防府市営住宅の明渡し等請求に関する訴えの提起について専決処分したものでございます。

専決処分の内容でございますが、お手元にお示ししておりますとおり、本市の再三の催告にもかかわらず家賃を納付しない入居人5人及び不正入居人1人について、本年2月8日に山口地方裁判所へ、市営住宅の明渡し並びに滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起したものでございます。

市営住宅の家賃の収納につきましては、平素から努力しておるところでございますが、今後、より一層適正な管理に努め、完納を目指してまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの補足説明に対し、一括して質疑を求めます。25番。

25番（田中 健次君） まず、報告第1号ですけれども、今市長が2月8日に山口地裁へ訴えを提起したという形ですけれども、請求の趣旨、議案の3ページに書いてありますが、その2つ目（2）を見ますと、「家賃相当額の損害金38万4,000円云々」と、「及び平成17年2月9日から明渡済みまで」という形で、「金員を支払え」というふうになっております。

それから、前の2ページですが、平成17年2月4日に専決処分したというふうに書いてあります。2月4日に専決処分をしたと、それから8日に地裁へ訴えたと、9日から明渡済みまで、1カ月これこれを払えと。2月9日が入居決定の取り消しの日になるんではないかと思うんですが、この辺、少し入居決定の取り消しの日よりも前に専決をしたようにも見えるんですが、この辺の事実経過はどういうふうになっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

防府市の場合は、防府市営住宅使用料の督促等事務処理要綱という形で平成11年4月1日に制定をされております。それで、今の16年度であると、滞納が12カ月以上ある者、滞納が30万円以上ある者、そのいずれかに該当することとなった者で、法的措置によらなければ納付が期待できない者を法的措置対象者に選定するという形で、その後、最初にまず催告という形の2号様式のものがまいります。それから、再催告という形で、4号様式という形で重ねて督促が来るわけですね。それから、5号様式の最終催告というような形で3回目の督促が来ると。その後、7号様式で、内容証明郵便で最終通知書がまいります。その後、8号様式で入居決定通知書というのがやはり内容証明郵便で来ますが、この通知書が到着した日の翌日から起算して1カ月以内に納入してくださいと。その1カ月以内の期限の満了とともに、防府市はあなたに対して後記の住宅の入居決定を取り消し、

明渡しを請求しますと。それで、滞納家賃と明渡しまでの使用料相当額の損害賠償金を支払っていただくことになりまますという形で、だから滞納家賃というのが、その入居決定取り消し通知までということで、取り消し後が損害賠償金という形で後段の2の、前後ろ2つ書いてある後ろの方の2月9日からということになるのではないかと思うんですが、そうしますと、その最終の確認をした日より前に専決処分をするということに、この事例の場合にはなっているんじゃないかという疑念が生じるわけですけれども、この辺はいかがでしょうか。

それから、報告第5号ですけれども、27ページに請求の趣旨という形で滞納家賃金49万2,150円及び16年11月16日から明渡済みまでというふうに書いてありますが、この49万2,150円は、1枚ページをめくって29ページを見ると、平成16年7月までの21カ月間という形になるわけですね。そうなってくると、7月までが49万2,150円ということであれば、あと、さっきの損害賠償の要件の発生する11月16日の間、8月、9月、10月、11月の家賃はどういうふうになっているのか、この点についてお伺いします。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（金子 正幸君） 今の1号と5号についてお答えいたします。

1号の部分につきましては、入居名義人である方が平成14年3月に死亡されております。現在、その子どもさんが占有されて、日にちの関係なんですけど、2号、3号、4号、5号、6号については平成16年10月15日に差し押さえという形で取り消し通知日としております。

そして、この1号につきましては、明渡し請求書が平成16年11月22日、本人に手渡しということになっております。そこで、損害金というものが出てくるわけですが、平成17年2月8日現在で38万4,742円という形で、不正入居という形で、この日にちの2月4日が2月9日というふうになっております。

それと、5号についての御質問でございますけれども、この分は、先ほど申しましたように、取り消し通知日が平成16年10月15日が差し押さえという形で取り消し通知日としております。それにつきましては21カ月分の49万2,150円という形で、今回の専決処分とさせていただいたものでございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番（田中 健次君） いや、ちょっと今言ったことは何か、もう一度この議案の内容をえどるだけのような御回答で、5号の方は、だから8月、9月、10月、それから

11月1日から15日までについては滞納家賃の中には入っていないわけですね。その分については、本人がお払いになったのか、あるいは請求をしないのか、いずれであろうかというふうにちょっと質問をしているわけなんです、どういうふうになっておるのでしょうかということです。

それから、最初の分は、だからはっきりと2月8日に差し押さえとか何とかするというのであれば、その前に、2月4日にそういう形で専決処分をするというのはいかなものだろうかというふうに聞いているんですが、最終的なそういう市のことをする以前に裁判に訴えますというような、そういう順番に手続を踏んで、市の方で入居決定だとかそういうような形を踏んで、それから裁判を起こすという専決処分をするのが筋道であって、そういうのをする前の2月4日に専決処分をするのは時間的に逆になるんじゃないかと。この辺についての説明をお願いしたいということです。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（金子 正幸君） 今の逆になるんじゃないかという御質問でございますけれども、私どもは、この提訴するに当たりまして、直接このまま裁判の方に持っていったわけではございません。再三にわたる明渡し請求ということを行いまして、それに応じないということで今回上げてきたわけでございます。

日にちにつきましては、そういう形で、先ほども申しましたように明渡し請求書を16年11月22日に本人に手渡しておりますので、2月4日に専決処分して、損害金という形で、この部分につきましては不正入居でありますので、損害金として平成17年2月8日現在で38万円という形の金額になっておるわけでございますので、明快な答えにならないかもしれませんが、順を追って行って来たということでございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時28分 開議

議長（久保 玄爾君） 会議を再開いたします。土木建築部長。

土木建築部長（金子 正幸君） 大変失礼しました。

先ほどの8月、9月、10月が抜けているんじゃないかということで、ただいま確認しましたところ、8、9、10と支払いがされております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番(田中 健次君) 1号の方は、私の方の思い違いだということでもわかりました。というのは、この方は前段の方の家賃ではなくて、家賃相当の損害金という形になっておりますから、同じように11月15日に手渡しがされたということですので、その辺は了解いたしました。

そういう形であれば、第5号の方ですけれども、ずっと手続が来て、しかし全額払われなかったけれども、それ以後、ちょっと11月とかその辺はよくわかりませんが、8月、9月、10月というような形で家賃を払われたと。滞納の解消にはならないにしても、きちっと払われていったという方に最後通告を出した後というのか、確かにこの要綱をそのまま読めばこういう措置になるのかもしれないけれども、ずっとこうやって家賃を途中から払っていた人に対して入居決定取り消し通知という形で出すのは、考え方の問題として、ある意味ではきちっと払おうという意思を途中から示された方に対して、入居決定通知という形のもので最後通告するような形は、ちょっとこれは合点がいかないんですが、この点についてはどうでしょうか。

議長(久保 玄爾君) 土木建築部長。

土木建築部長(金子 正幸君) 提訴の方が早過ぎるんじゃないかという御質問でございますけれども、(「5号の方、3カ月ぐらい金払とるといふなら、提訴せんでも今から払い続けてもらえるんじゃないかと、こう言ってる」と呼ぶ者あり)先ほどの件で、平成12年度からずっと滞納月数という形で60カ月、滞納額100万円というところからスタートしまして、順次、平成16年度12カ月、30万円というところまで、通常の法的措置対象者としてやっております。その中で、特に悪質な滞納者という形で、今回この6件ほど上げておるわけでございますので、今回の5号につきましても、平成16年10月15日、一応差し押さえという形で取り消し通知日出して、もうそれに応じないという形のものがありましたので、今回上げさせていただいております。

今後も、悪質滞納者からやっていこうというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

議長(久保 玄爾君) いいですか。答弁の趣旨とはちょっと違います。はい、25番。

25番(田中 健次君) 行政の方が、順番に手続を丁寧にといいですか、そうやって踏んでおられることはよくわかるわけです。それで、最初に催告というのを出して、それから再催告という形で出して、最終催告という形で、最終催告では、期日までに完納なく、相談もないときは、法律に従い住宅の明渡し請求または保証人にその責任を追及することになりますというふうに最終的な督促をしたわけですね。その後、市の7号様式で最終通

知書という形で、これ以上放置できないため、現在、裁判手続を準備しておりますという
ような形のものがあるわけです。多分、この段階か、あるいはその前のさっきの段階で、
この方は事態の緊急性というのか、重大さに気づいたという形で、きちっとそれから3カ
月間ですか、8、9、10と家賃を払われたと。しかしその後、市の方は、かなりもう法
的手続に入るということを経験して決めておいたためなんだと思うんですが、8号様式の入
居決定取り消し通知というのが11月に来たわけですね。

だから、そういう形で、市の方もある程度最後のところまで行く手前で、もうちょっと
そこに相談ができなかったのか、毎月払うような形でその方が変わっていったわけですか
ら、それを何か見捨てるような形で入居決定取り消し通知が出てくるというのは、ちょっ
と行政のあり方としてどうだろうかということを感じるわけです。

この辺について、これはやむを得ないと言われても困るんですが、このケースについて
もう少し温かく見守っていただけるものではなかったのかという気がいたしますので、そ
の辺についての見解をお伺いしているわけです。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（金子 正幸君） 今の件についてお答えいたします。

今、この件につきましては、平成14年11月から平成16年7月までに金額として
49万円あるわけです。先ほど、提訴予定の法的措置対象者として、月数にしまして
12カ月、30万円という形のものがありますので、そのあたりについて、今回訴えの方
を行ったということでございますので、平成14年11月から平成16年7月にわたって
おるということでございます。

そういう提訴について、ちょっと厳しいんじゃないかという御指摘ではございますけれ
ども、法的措置対象者という形で先ほどの金額、月数を決めておりますので、今回お願い
するものでございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番（田中 健次君） こういった要綱に従ってやっているのだから、多少そういうふう
に形式的に事務を進めるということになるのではないかと思いますので、こういうふうに
途中の段階から毎月でも払うような形になった方、そういう方については、もう少しこの
要綱の中身を見直していただければありがたいということをちょっと要望しておきます。

それから、議案参考資料に、この1号から5号について、何カ月納付しないとというよ
うな形でそれぞれ書いてあります。この期間をつぶさに見ると、第2号の方は26カ月の
うち20カ月支払っていない、3号の方は27カ月間のうち23カ月間支払っていないと

ということが、指で折って数えるとそうなるわけですけれども、こういうふうには期間を何月から何日の間、何カ月納付しないというふうには書くと、その間まるっきり納付していないというようにも、よく指を数えてみないとわからないので、この辺についてはもう少し、議案参考資料の書き方ですが、例えば報告第2号を例にとりますと、11ページですけれども、これ平成14年10月から平成16年11月までの20カ月間というふうには書いてありますが、26カ月間の中に20カ月間納付しないというふうには書くべきなのが、客観的といえますか、議案参考資料の出し方として適当ではないかと思しますので、これは参考資料ですから、その点を要望しておきたいと思します。

以上で終わります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 以上で報告第1号から報告第6号までを終わります。

報告第7号専決処分の報告について

議長（久保 玄爾君） 報告第7号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第7号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本案は、議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、損害賠償の額を決定したものでございます。

事故の概要でございますが、平成16年10月28日午前10時ごろ、総務課の職員が出張所等へ公文書等を通送するため市道佐波船本線を南へ進行中、市道戎ヶ森高倉線を東へ進行するため、市道佐波船本線を横断しようとした車両と接触し、双方の車両がともに破損したものでございます。

車両の修理も完了し、お手元の参考資料のとおり示談が成立いたしましたので、これを専決処分したものでございます。

職員の交通事故防止につきましては、平素から十分に注意をしておりますが、今後交通安全指導をより徹底し、事故防止に努めてまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。25番。

25番（田中 健次君） 交通事故の専決処分の事案が、年4回ある定例議会のうち半分近いといったらちょっと多いかもしれませんけれども、かなりの頻度で出てくるわけです。確かに職員の方も多いし、それから今回の事故の場合、過失割合でいきますと、こち

らの市の職員の方はむしろ事故をもらったというような、多分事故の内容だろうと思います。しかし、交通事故のなくなるような形で万全を期すということは大事なことだろうと思います。そういうことで、どういった交通安全、事故対策と申しますか、体制をとっておられるのか。特に、今回の場合、総務課の職員、多分総務課の車両係に属する方ではないかと思しますので、この辺についてどのような、主に事故防止の対策をとっているのか、ちょっとお答え願いたいと思うんですが。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 今回の事故、総務課のプロの運転手がやったということで、過失の割合は1対9ということではありますけれども、プロの職員がやったということで非常に残念に思っております。

交通事故あるいはそういったけがからの回避といったことは、これは行政だけではなくて、社会的に大変重要な課題と考えております。したがって、年に一、二度ではあります。警察から交通安全の担当者の方をお招きして講習会も開いておりますし、あるいは今回もですが、2月に入りまして、片方では職員の中のサイドから、あるいは交通安全運転管理者のサイドが総務課長でございますので、市職員に注意を喚起いたしております。

交通事故等々においては、車両を持っているクリーンセンターでも、一度事故が起こりますと、朝礼のときにこういう事故があった、気をつけましょうといったこともやっておりますし、また朝の朝礼、特に総務課あたりにおきましては、きょうは雨が降っていますよと、だからいわゆる車両係の、あるいは貸し出しするときに必ず注意しましょうという声かけもやっております。あるいは、これは年間、三月に1回くらいは交通安全等々についての注意の喚起文も出してあります。にもかかわらず、なかなか事故が減らないということは大変残念に思っておりますけれども、私どもはそれなりの努力等々は職員に向けてやっているところでございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番（田中 健次君） 今、総務課長が交通安全管理者というふうな言葉がありましたけれども、こういう交通安全管理者は総務課長だけなのか、それともクリーンセンターとかそういうそれぞれの部署におられるのか、この点がまず1つです。

それから2つ目は、私どもなどが例えば免許更新だとか、あるいは新しく免許を受けるときには適性診断だとか、いろんなことが講習に準ずるようなものであるわけですね。そういった適性診断とかそういうようなことについては、市役所の方は特に、今は講習ということだけだったですけれども、そういうことはされていないのかどうか、これが2点目

です。

それから3点目は、交通安全管理者であれば、ただ名前だけではなくて、そういう交通安全管理者としてそれなりの研修といいますか、そういったものがまた必要だろうと思うんですが、交通安全管理者は何らかの特別な講習とか、そういうものを受けているのかどうか、ちょっとこの点について、以上3点についてお伺いいたします。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 交通安全運転管理者でございますが、これは事業所ごとに設置をするということになっておりまして、例えば本庁であれば総務課長、あるいはクリーンセンターでは所長、あるいは教育委員会は教育委員会の一事業所ですので、教育委員会の総務課長がなっております。これらについては、年一度ではございますけれども、安全運転管理者の講習会に出席が義務づけられておりますので、それらの講習会に出向いております。

それから、いま一つ、適性云々でございますが、それも一つの安全の方策かもしれませんが、運転免許証を持っているということは、一つの運転ができるというお墨つきをいただいておりますので、その上の適性といったところまではいたしておりません。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番（田中 健次君） 民間の事業所などでは、適性検査ということを経験して、そういうことによって、それぞれの運転者が自分が事故を起こしやすいとか、多少そういった一定の歯どめというのか、そういうふうになるということも若干聞いております。その辺について、今後研究していただくよう要望して私の質疑を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で報告第7号を終わります。

議案第1号市町村の廃置分合に伴う山口県市町村災害基金組合を組織する地方公共団体の数の減少について

議長（久保 玄爾君） 議案第1号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第1号市町村の廃置分合に伴う山口県市町村災害基金組合を組織する地方公共団体の数の減少について御説明申し上げます。

本案は、平成16年10月1日以降の市町村の合併に伴う山口県市町村災害基金組合を組織する地方公共団体の数の減少についてお諮りするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

議案第2号防府市税条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第2号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第2号防府市税条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による地方税法の改正に伴い、本市の市税条例もこれに準じて改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、お手元の参考資料にお示ししておるとおりでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

議案第3号防府市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 次の議案第3号については、農業委員会の所管にかかわる議案でございますので、あらかじめ農業委員会事務局長松垣君の出席を求めておきました。御了承をお願いします。

議案第3号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第3号防府市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会の選任による委員のうち、議会推薦委員の人数につきまして、農業委員会の組織のスリム化を図る観点から定数を4人に引き下げるとともに、地域の実情を踏まえ、市町村の条例で4人より少ない人数を定めることができるようになりましたので、その人数を2人としようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

議案第4号防府市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第4号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第4号防府市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、公共下水道の事業認可区域外の受益者負担金に係る事務に関し、地方自治法の規定上不備がございますので、これを改めようとするものでございます。

現在、公共下水道事業につきましては、その利益に準じた適正な費用を負担していただくため、都市計画法及び本条例の規定に基づき、公共下水道の処理区域内の土地の所有者から受益者負担金を徴収しております。一方、公共下水道の事業認可区域外の利用者につきましては、事業認可区域内の利用者との公平性の確保の観点から受益者負担金相当額の納付を求めており、その収入の法的性質は、地方自治法上の分担金に該当すると解釈されております。

分担金に関する事項につきましては、同法の規定により、条例で定めなければならないこととなっておりますが、本市の条例にこれを規定するものはなく、不備な状態となっておりますので、これを改めるとともに、あわせて条文の整備をしようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

議案第5号防府市体育施設設置及び管理条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第 5 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第 5 号防府市体育施設設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

防府市設野球場は、昭和 25 年に供用を開始して以来、現在に至るまで、多くの市民の方々に御利用いただいてまいりましたが、近年老朽化が著しく、また年間の使用回数も数回にとどまっている状態が続いておりますことから、野球場を廃止することに伴い、条例を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。22 番。

22 番（大村 崇治君） この議案は即決と伺っておりますから、ちょっと若干確認させていただきたいと思います。

まず初めに、4 点ほどお尋ねします。

先ほど、壇上で市長さんから御説明ありましたけれども、多々良高校とサッカー場がいずれも市有地で、多々良との間で恐らく、はっきり覚えていませんが、たしか契約か覚書があったと思いますが、このたびのこれによって、それは正式に解除されたのがまず 1 点。

それから、先ほど市長また壇上でおっしゃいましたけれども、かなり老朽化していると。正式ではないと思いますが、ソフトボール愛好者の間から、ネットやらあるということ、引き続いて利用させてほしいという声も聞いております。それは、今御説明があったように、維持管理上の問題があって、そういうことは考えられないのかどうかと、そこがまず 2 点。

3 点と 4 点はちょっと関連ですが、大道に移りました多々良高校の跡地の利用問題ですが、多々良高校の方から何か情報を得ておられるのか。と申しますのは、今後のこの市設野球場とサッカー場をどのように利用されるのか、まず 4 点ほどお尋ねします。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（松本 孝夫君） 私の方から、現在の市設野球場の老朽化ということでお答えいたします。

御存じのように、昭和 25 年に市設野球場ができております。その間、主に多々良高校が使用するというので、大変施設の維持管理に努めてもらってまいりました。

平成 16 年 4 月に多々良が移転しました。ということで、現在の荒廃状況といいますが、大変傷んでおります。グラウンドもでこぼこでございますし、外野にあります暗渠のかけ

ぶたといえますか、それももう表に出ておりますし、夜間照明の基礎もむき出しになっているということで、もう使用料をいただいて野球場として利用できるような状況ではないというような判断をいたしております。

そうということで、普通財産として今後のあり方について検討してもらったらいんじゃないかと、このように思っております。

それと、もう1点の多々良高校の下のサッカーグラウンドですけれども、これ私ちょっと企画におりましたので、そのときのいきさつとして、学校が移転したときに、市と昭和31年に市有財産の契約を結んでおります。跡地の利用がなかなか、もう電気、水道を皆切っております。難しいということで、なかなか後の利用もできないということで、平成16年7月に契約の解除をしておりますので、今、普通財産として管理をいたしております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 関連して、跡地をどのようなということでございますが、やはりサッカーグラウンド等は本体、多々良学園の持っていらっしゃる校舎とか敷地、跡地と一体的に検討すべきではないかなというふうに思っております。したがって、まだ多々良学園から校舎の解体とか、あるいは転売とか、跡地を処分するというような具体的なお話はお伺いしておりません。

したがって、多々良学園の校舎のある敷地、校舎等々の行く末について御相談があれば、その中でやはりその下のグラウンドも検討すべきかなというふうに思っております。したがって、今具体的な検討には入っていないということで御了承をお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（大村 崇治君） 市設球場の利用目的は。一つ答弁が抜けておるとおもいますから、よろしく。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 市設球場は、今教育委員会の答弁では、普通財産にこれを戻すというふうな答弁でございましたので、財産管理の観点から、私の方から御説明させていただきたいというふうに思っております。

現状では、多々良高校の、これ以前でございますけれども、練習の合間を縫って競輪場の駐車場として活用させていただいております。特に、競輪場につきましては、非常に売り上げ増というものが今後の経営の中で望まれますので、駐車場につきましては、御存

じのように非常に公共交通機関にちょっと恵まれないような立地環境でございます。また、平成2年に、当時の通産省の方から競輪場の駐車場整備を何とかせいというふうな、そんな指導をいただいております、それ以後、そういった利用にさせていただいております。

したがいまして、財産管理上は普通財産といたしますけれども、実質的な管理は、今後競輪場の駐車場として活用させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（大村 崇治君） 教育サイドからいろいろ聞きましたし、総務部長の方からも多々良の現状、あわせて検討したいと、そういうことで、十分理解できました。

今後の利用、市設球場の方ですが、聞きますれば、競輪場の方で駐車場として考えたいとおっしゃっておりますが、今現在、競輪場の裏山は国分寺さんから大体年間430万円ぐらい使用料を払って借りておられると思うんですね。だからその辺が、一方では今、市営の公共施設の有料化、駐車場の有料化がされております。そうした中で、じゃ今から、その施設を今おっしゃったようにされるなら、今後有料化していかれるのかどうか。それは、今後の検討課題でしょうが、やはり一方では駐車場、それだけの使用料を払ってやっておられますが、記念競輪とかは、私はあそこを通るからわかるけど、通常の場合、あそこがあんなに満員になっているというのは、ちょっと私は見た覚えがないわけですから、その辺をどう考えておられるか、今即答はいいですけれども、十分今後の跡地利用につきましては検討していただきたいということを一応要望して終わります。

議長（久保 玄爾君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

議案第 6 号防府市養護老人ホーム設置条例の廃止について

議長（久保 玄爾君） 議案第 6 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第 6 号防府市養護老人ホーム設置条例の廃止について御説明申し上げます。

防府市養護老人ホームやはず園につきましては、市内に居住する老人の福祉を図るため設置され、以後、多くの方々に御利用いただいてまいりましたが、平成 13 年に防府市行政改革委員会から「大規模改築を機に民設民営とすること」との答申を受け、以後、民設民営への取り組みを進めた結果、下関市の社会福祉法人暁会が運営する養護老人ホームが本年 4 月 1 日から開園することとなりましたので、これに伴い条例を廃止しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。10 番。

10 番（木村 一彦君） かねてから、市の事業については経済効率のみで論ずべきではない、地方自治体としての基本的な仕事である住民の福祉の増進ということに市は責任を持っているという立場から、この平成 13 年の行革委員会の答申にも反対してまいりました。今回、その一環としてこれが廃止されるわけでありますので、これ賛成しがたいということで討論をいたします。

議長（久保 玄爾君） 25 番。

25 番（田中 健次君） 先ほど市長が述べられましたように、既に社会福祉法人が新しく施設を建設し、内容的には決着している面もありますが、福祉について、効率性を優先すべきでなく、また専門性の確保という観点などから、自治体の責任で運営するのが原則であると考えます。

その立場から、賛成できない旨、態度表明いたします。

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、反対の意

見もありますので、起立による採決といたします。議案第6号については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（久保 玄爾君） 起立多数でございます。よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

議案第7号平成16年度防府市一般会計補正予算（第6号）

議長（久保 玄爾君） 議案第7号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。助役。

〔助役 土井 章君 登壇〕

助役（土井 章君） 議案第7号平成16年度防府市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億48万3,000円を減額し、補正後の予算総額を397億1,973万9,000円といたしておりますが、今回の補正は、決算見込みによる補正が主なものでございます。

次に、第2条の継続費の補正につきましては、8ページの第2表及び162、163ページの継続費調書でお示しいたしておりますように、防府基地周辺公園設置助成事業、基地周辺障害防止対策事業及び桑山中学校講堂改築事業の総額及び年割額の変更をお願いするものでございます。

次に、第3条の繰越明許費につきましては、9、10ページの第3表及び164ページから169ページの繰越明許費調書でお示ししておりますように、新農業水利システム保全対策事業外21件の繰り越しをお願いするものでございます。

なお、繰り越し理由につきましては、繰越明許費調書に記載しておりますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

次の第4条、債務負担行為の補正につきましては、11ページの第4表及び170ページ、171ページの債務負担行為調書でお示ししておりますように、防府市土地開発公社の借入金に対する市の債務保証限度額を変更しようとするものでございます。

次に、第5条の地方債の補正につきましては、12、13ページの第5表でお示ししておりますように、いずれも適債事業の事業費確定見込みによる変更をお願いするものでございます。

なお、ここでおわびを申し上げながら訂正をお願いしたいと思いますが、173ページの、最後のページでございますが、地方債調書補正の区分欄の4段目、「2、その他」と

ございますが、正式には「3、その他」でございます。まことに申しわけございませんが、訂正していただくようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきまして、その主なものについて、事項別明細書により順を追って御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、14ページから36ページまでの市税、地方譲与税、各種交付金、地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料につきましては、いずれも決算見込みによる補正をお願いいたすものでございます。なお、32ページの地方交付税につきましては、再算定による追加交付決定に伴い、増額補正をいたしておるものでございます。

次に、36ページからの国庫支出金及び46ページから62ページまでの県支出金につきましては、事業費の内示確定や精算見込み等に伴う補正をお願いするものでございます。

次に、62ページから64ページまでの財産収入につきましては、遊休土地の売り払い等に伴う補正を計上いたしております。

64ページの寄附金につきましては、市民の方から教育振興経費として、また華城コミュニティ推進協議会から公民館整備経費としてそれぞれ御寄附をいただきました指定寄附金でございます。

次に、66ページから70ページまでの繰入金及び諸収入につきましては、いずれも事業費の確定や決算見込みに基づき補正を行っております。

72ページからの市債につきましては、いずれも適債事業の事業費の確定や決算見込みに伴う補正をお願いするものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

まず、76ページの1款議会費及び94ページまでの2款総務費につきましては、いずれも事業費の確定や決算見込みに伴う補正でございますが、78ページの1項総務管理費、2目人事管理費におきましては、定年前退職者等に伴う退職手当の増額を、また82ページの7目財政調整基金費においては、歳入で御説明いたしました市有地売払収入等の基金への積み立てを、さらに84ページの9目企画費では、生活バス路線運行費補助金を計上いたしております。

次に、94ページから106ページまでの3款民生費につきましては、ほとんどが決算見込み等による補正でありまして、96ページ、1項社会福祉費、4目老人福祉費においては、利用者や取り扱い件数の減による生きがい活動支援通所事業委託料や高齢者実態把握事業委託料の減額等をいたしております。

また、98ページ、5目障害者福祉費においては、入所者の見込み減によります身体障

害者指定施設支援費の減額等を行っております。

次に、102ページ、2項児童福祉費につきましては、保育園児数の見込み増によります民間保育所委託料の増額や民間保育所職員の処遇向上を図るための経費等について補正いたすとともに、106ページの3項生活保護費では、受診経費の減による医療扶助費の補正を計上いたしております。

次に、112ページまでの4款衛生費につきましては、いずれも決算見込みに伴う補正でございますが、主なものとしたしましては、109ページの合併処理浄化槽設置補助金や基本健康診査委託料、がん検診委託料に係る実績見込み、また113ページの災害ごみ分別委託料の入札差金、廃棄物資源化推進事業費補助金の実績見込みによる補正を行っております。

次に、114ページの5款労働費につきましては、利用者の見込み減による中小企業勤労者等への貸し付けに係る預託金等の減額補正をいたすものでございます。

120ページまでの6款農林水産業費につきましても、そのほとんどが事業費の確定及び決算見込みによる補正でございますが、116ページの1項農業費、3目農業振興費の水稲種子購入緊急助成事業補助金は県の補助事業として行うものでありまして、昨年の台風16号及び18号により収穫量が相当程度減少した被災農家に対して、種子購入費の一部を助成するものでございます。

次に、122ページの7款商工費につきましては、決算見込みによります制度融資の減額等について補正をお願いいたしております。

124ページから136ページまでの8款土木費につきましては、事業費の確定及び決算見込みに伴う補正でございますが、道路や河川の台帳作成委託、宮隅川河川改修工事、公営住宅ストック総合改善工事等の入札差金及び環状1号線や佐波新田線整備事業等に伴う県事業負担金等が主なものでございます。

138ページの9款消防費につきましては、はしご付消防自動車の入札差金等の補正でございます。

次に、140ページから152ページの10款教育費につきましては、そのほとんどが事業費の確定及び決算見込みに伴う補正でございますが、主なものとしたしましては、桑山中学校の屋体改築工事や学校給食共同調理場実施設計委託などの入札差金、また決算見込みによります文化振興財団への管理委託経費等の減額を計上いたしております。

なお、140ページの1項教育総務費、2目事務局費の積立金につきましては、歳入で御説明いたしました指定寄附を教育振興基金に積み立てるものであり、また150ページの4項社会教育費、6目社会教育施設費の公有財産購入費につきましては、華城公民館用

地の購入費をお願いするものでございます。

次に、154ページの11款災害復旧費につきましては、補助の確定等により、現年度の農業施設災害復旧事業及び過年度の土木施設災害復旧事業につきまして補正をいたしております。

156ページの12款公債費につきましては、元金及び公債利子を決算見込みにより補正いたすものでございます。

以上、今回の補正の主なものについて御説明申し上げましたが、収支をいたしまして、補正後の予備費を14億6,589万3,000円といたしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。10番。

10番（木村 一彦君） まず、6ページ、一番下の段の予備費ですが、決算見込みということでありまして、当初予算では予備費は1億円見込まれていたわけですが、結果として決算の見込みでは14億6,500万円、大変な額の予備費が見込まれているわけですが、この主な要因というのはどういうことなのか。

それからまた、これだけ大きな予備費を出すということ自体、財政運営上どうなのかなという気もしますが、その辺の御見解をいただきたいというのが1つ。

それから、戻りまして4ページの19款繰入金の中の基金繰入金を2億400万円ほど減額しております。つまり、基金を取り崩すのを2億円ほど減らしたということ、これの要因というか原因は何なのか。

それから、一番下の段の22款市債、これは4億680万円ほど借金するのを減らしたというようなことですね、この辺の要因について御説明を願いたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） それでは、1点目の御質問でございますけれども、予備費が生じた要因と申しますか、それが何であるかというふうにおっしゃっておられましたので、概要でございますけれども、御説明させていただきます。

まず、歳入でございますけれども、市税では1億9,500万円ぐらい、当初よりも伸びがございました。これは、法人市民税で1億3,000万円ぐらい、それから償却資産が9,600万円ぐらいございました。あと、固定資産税につきましては減ったもの等々でございますけれども、当初の見込みより1.2%程度はふえたということでございます、当初予算と比べまして。これも、こういう経済情勢でございますので、非常に見込みが立ちづらいということでございますので、今となっては仕方がなかったかなというふうに思っております。

特に、市税関係では、地方消費税交付金を含めまして4億7,900万円くらいふえておるんですけど、その地方交付税交付金が1億5,100万円くらい、実質的には10%くらい当初予算と比べてふえておるといふ状況がございます。したがって、このあたりが非常に大きな要因でございます。これもいわゆる経済情勢の見通しが非常に不透明であったということであろうかなというふうに思っております。

それと、もう1点は、昨年度の決算による繰越金が7億4,000万円くらいございまして、実質的にそういったことで、歳入につきましては12億円余りの増を示しております、ふえた部分はですね。

ところが、先ほど申されました市債につきましては、実質的に4億円くらい減っておりますし、また補助金等につきましても2億7,000万円あたり、事業費の確定に伴いまして減っておる状況でございます。したがって、歳入につきましては3億4,000万円くらいの増でございますけれども、片や歳出につきましては、民生費だとか衛生費、いわゆる扶助費等々に関するものでございますけれども、このあたりの決算見込みから減額が3億円程度出ております。これにつきましては、扶助費等につきましては、市民の皆さんが御利用される中で財源がありませんよということについては理由になりませんので、ある程度多目に見積もっておるといふことでございます。

あと、農林水産、土木等々で、いわゆる補助関係の事業費の確定等々に伴いまして減額が出ておりますことと、それから昨年の12月議会でも補正で計上させていただいておりますが、人員減によります人件費の減が1億2,000万円くらい出てございまして、この合計で10億6,000万円くらいになる予定でございます。

したがって、それら歳入の増と歳出の減ということでございまして、現在14億6,000万円余りの予備費を生じたということでございます。

ただ、この予備費につきましては、今後予備費充用を、これは決算の段階で出てまいりますけれども、災害の関係、それから還付金の関係がございまして、これが2億3,800万円くらい出る予定でございます。

それともう1点、今、特別交付税が8億円予定をいたしておりますけれども、これが決定いたしますのが年度末でございまして、どうも国の方の方針からいたしますと、前年度の30%減くらいじゃないかなということでございますので、これも1億円くらい減ってくるかなというふうなことを思っておるところでございます。

それともう1点は、この中に繰り越しの財源、繰越事業が何十件かございますけれども、その一般財源がございまして、1億3,800万円くらい、それを今予定しておるところでございまして、そういうことを除きますと、実質的には、交付税を勘案せずに11億

3,000万円ぐらいの勘定になるのかなというふうに思っております。

要因的には、歳入におきましては非常に確定がづらい状況にあったということと、歳出につきましては、人件費等々含めて扶助費等の削減部分が、需用費の確定によります削減があったということでございます。

したがって、やるべきことをやらずにこれだけの予備費が生じたというわけではございません。やるべきことは、ちゃんと当初予算の予定どおりにやっておるところでございますので、どうぞよろしく御理解をお願い申し上げたいと思います。

それから、繰り入れの2億円減をしたのはなぜかということではございますが、これは、今基金の手持ちが平成15年度末で33億円でございます。これは、恐らく16年度末で37億円ぐらいになるのではないかなというふうに思っておりますが、昨年12月議会で御説明申し上げましたように、今後の財源不足については10数億の単位で出てまいりますよと。来年度も10億、これから取り崩すわけではございますので、今の基金の手持ちでは、それだけで運営していくとなれば、今後18年、19年というもので、そのまま繰り入れすれば底をついていくわけではございますね。そうしますと、少しでも多くの基金を残しておきたいというふうな財政的な配慮からのものでございます。

それから、市債を4億円ほどやめたのはなぜかということではございますけれども、これにつきましては、事業減に、いわゆる補助事業の裏、それからいわゆる地特事業とか起債事業でございますけれども、その事業確定に伴いますものがほとんどでございますので、もう一つは、当初予定しておりましたものが基準額に足らずに、起債が結果的にできなかったというものでございますので、これわざわざ借らなかったというものではございませんので、その点も御理解を申し上げたいと思います。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） いろいろ申されましたが、年度当初からすれば、今の予備費が1億円見込んでたものを14億円、だから13億円財政は好転したと。それからさらに、基金の取り崩しを2億円やめ、借金を4億円控えたということで6億円。合わせれば、約20億円ぐらい、当初から比べれば財政は好転しているというふうにも言えると思うんですね。

今、いろいろ理由は言われました。経済の見通し不透明とか、事業が当初よりは少なかったとか、いろいろ要因はあると思いますけど、かなりの額ですね、規模とすれば。こういう点では、やっぱりもう少し、一般に市の財政は厳しい、厳しいと言われているわけがあります。そのもとで、いろんな抑制、削減も人件費を初め行われているわけですが、も

う少し正確な来年度の予算見通しは立ててほしいなと思います。これは要望です。

それからもう一つ、先ほど御説明あった土地売り払い、市有地売り払い代金2億円、これが財政調整基金に繰り入れられているわけですが、これはどこの土地の売り払い代金ですか。青果市場の跡地だけかなとも思うんですが、どうでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 市有財産の売り払いでございますけれども、主には昨年の議会で御審議いただきました青果市場の跡地、それからもう一つ大きなものは、佐波新田線の拡幅に伴います市庁舎の買収に伴います収入でございます。これは前払い金だけでございますが、これが4,600万円ぐらいでございます。あとは、私どもの方で抱えております普通財産、これは大道地区、向島、それから富海というふうに5件ほどございますが、それを財産処分したものでございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） ほかにございませんか。22番。

22番（大村 崇治君） 今、木村議員が御指摘されましたけど、私も、もとおりましたから非常に嫌われる立場になるかもしれないけど、財務部長さん、やはり予算の立て方、そういうことが私は大前提だろうと思うんです。今、ずるずる言われましたけど、不用額が14億6,000万円とか、今から財調取り崩しをやめた2億円とか、恐らく不用額は何ぼ出るというのは、これはわかり切ったことですね。

そうして、一方では厳しい、厳しいと、新年度予算上げたら繰出金が頭の1,000円とか、何かマジックされているような気がしてなんのですね。それは、どうとられてもいいけど、やはりずっとみんな議員さんが疑問持っておられるのは、その都度、中・長期財政計画というのはオープンにして、こうなっているから、やはり今後こうすると言えば、それがあなたが財政担当の部長だったら、そういうことをしっかりやっていくのが筋じゃないですか。

助役さん、市長さんというのは特別職だから、それはしっかりあなたらが進言して、こうしてくださいよと。やっぱりそういうことが市民サービスとかニーズにこたえる格好にならないでしょう、そういう声が出てくるでしょうが、トータル、数字で見たら。

だけど、表向きには見えんという、それがマジックみたいな格好、だから、そういうことをよく財務部長さん、しっかりしてもらわなきゃ、私は弱と思うんです。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 財政見通しが非常に甘いんじゃないかなというふうな御指摘をいただいたんじゃないかなというふうに感じて聞いておりましたんですけども、こ

れ先ほども申し上げましたけれども、一部繰り返しになるのかなというふうに思います。

市税関係の交付税、それから譲与税等々含めて、非常に見通しが難しかったということが一つの原因でございます。それから、昨年の剰余金が7億円余りもあったということ、これも大きな原因でございます。

そういったことと、もう一つは、もう一遍、繰り返しになりますが、扶助費等々につきましては、かなりの余裕を持って組むというのが、これは予算の常道でございますので、そのあたりはどうか御理解賜りたいというふうに思っております。

これは、事業費の減によるいわゆる歳出減もございましたんですけれども、行政改革の意識の浸透と申しますか、その辺の行革効果が職員に浸透してきた結果、こういったことにもなったんじゃないかなというふうに思っております。特に、昨年の予算編成におきましても、当初特別ないろんな状況がございまして、予測不可能な状況にあったのも、これも事実でございます。経済的には、その見込みが非常に立ちづらかったということもあります。

それからあと、交付税の関係が12月に突然決まりまして、これの予算の査定につきまして、正月返上で何遍もやった経過がございまして、かなりその点については慎重な予算編成をしたというふうに自負をいたしております。

そういうことから、今回の予備費の金額となったわけございまして、ただ、実質的な実質収支は今11億円余りというふうに見込んでおるところございまして、いわゆる実質収支につきましては3%から5%が適当でありますよというふうな、そんな指導書もございまして。実質的に、その数字ではじきますと5.5%余りでございますので、多少高いかなというふうな状況もあるかなと思いますが、今後の財政を健全財政として基盤を強化していくためには、今回の予備費につきましては、職員の行財政改革意識の浸透の結果というふうにお受けとめいただければというふうに思っております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（大村 崇治君） 私が言ってるのはそういうことじゃないんですよ。例えば、都市開発基金とか土地開発公社とか債務負担行為、その年度、年度の、やっぱり余ったときには返還、償還していくのが財政の上手な運営じゃないかということをおっしゃるんですよ。わかりますか、おっしゃることは。

そういうことをしっかりしてもらわなきゃ、じゃあ今からずっと借金、借金、それは年度的にやるかという、余ったとき、それにやっぱり充当していくのが、今から健全財政をやる中でも考えていかにやいけんのかなということをおっしゃるんです。もう答弁要りません。

議長（久保 玄爾君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第7号については、関係各常任委員会に付託と決しました。

議案第 8号平成16年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）

議案第 9号平成16年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第10号平成16年度防府市索道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第11号平成16年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議案第12号平成16年度防府市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）

議案第13号平成16年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第14号平成16年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）

議案第15号平成16年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議長（久保 玄爾君） 議案第8号から議案第15号までの8議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。助役。

〔助役 土井 章君 登壇〕

助役（土井 章君） それでは、議案第8号から議案第15号までの8議案につきまして、順を追って御説明申し上げます。

まず、1ページの議案第8号平成16年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17億3,307万4,000円を減額し、補正後の予算総額を116億6,939万6,000円といたしております。

第2条の繰越明許費につきましては、4ページの第2表及び18ページの繰越明許費調書でお示しいたしておりますように、客だまり改修工事の繰り越しをお願いするものでございます。

今回の補正は、決算見込みによるものでございまして、歳入では、車券発売金収入、基

金繰入金等、歳出では、競輪事業費、諸支出金をそれぞれ減額し、収支差を予備費で調整いたしております。

次に、21ページの議案第9号平成16年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,130万2,000円を減額し、補正後の予算総額を97億2,308万8,000円といたしております。

この会計も、決算見込みにより補正を行うものでございますが、歳入では、保険料、国庫支出金、医療給付費交付金、一般会計繰入金等を、歳出では、保険給付費、老人保健拠出金、介護納付金等を計上いたし、収支差を予備費で調整いたしております。

次に、47ページの議案第10号平成16年度防府市索道事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ87万3,000円を減額し、補正後の予算総額を1億826万円といたしております。

また、55ページの議案第11号平成16年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ104万3,000円を減額し、補正後の予算総額を2億3,069万3,000円といたしております。

両会計とも、決算見込みに基づき補正いたしており、いずれも収支差を一般会計からの繰入金で調整いたしております。

次に、69ページの議案第12号平成16年度防府市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれに270万8,000円を追加し、補正後の予算総額を418万8,000円といたしており、歳入では、財産収入を決算見込みに基づき計上いたし、収支差を土地開発基金に積み立てようとするものでございます。

次に、77ページの議案第13号平成16年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,556万1,000円を減額し、補正後の予算総額を52億8,753万4,000円といたしております。

第2条の繰越明許費につきましては、80ページの第2表及び90ページの繰越明許費調書でお示しいたしておりますように、公共下水道事業の繰り越しをお願いするものでございます。

今回の補正は、歳入歳出いずれも決算見込みに基づき行っているものでございます。

次に、93ページの議案第14号平成16年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれに2億7,489万8,000円を追加し、

補正後の予算総額を123億9,378万1,000円といたしております。

今回の補正は、決算見込みによるものでございますが、医療給付費が見込みを上回ったことなどにより、それに伴う歳入調整をいたすものでございます。

最後に、105ページの議案第15号平成16年度防府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ660万5,000円を減額し、補正後の予算総額を68億4,806万2,000円といたしております。

この事業も、今回の補正は、歳入歳出いずれも決算見込みにより行っているものでございます。

以上、議案第8号から議案第15号までの8議案につきまして御説明申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長(久保 玄爾君) ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長(久保 玄爾君) 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております8議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(久保 玄爾君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第8号及び議案第12号については総務委員会に、議案第9号、議案第11号、議案第14号及び議案第15号については教育民生委員会に、議案第10号については経済委員会に、議案第13号については建設委員会にそれぞれ付託と決しました。

議案第16号平成16年度防府市水道事業会計補正予算(第2号)

議案第17号平成16年度防府市工業用水道事業会計補正予算(第1号)

議長(久保 玄爾君) 議案第16号及び議案第17号の2議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。水道事業管理者。

〔水道事業管理者 吉田 敏明君 登壇〕

水道事業管理者(吉田 敏明君) 議案第16号及び議案第17号について、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第16号平成16年度防府市水道事業会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、決算見込みに立ちました収入及び支出の増減額をそれぞれお示しいたし

ておりますように補正をお願いするものでございます。

すなわち、予算第2条に定めております業務の予定量につきましては、給水戸数を4万2,901戸に、年間総給水量を1,419万2,000立方メートルに、1日の平均給水量を3万8,882立方メートルに、建設改良事業の事業費を5億2,053万円に改めようとするもので、以下、この業務量の変更に伴い、所要の補正をお願いするものでございます。

予算第3条に定めております収益的収入及び支出の予定額につきましては、平成16年度防府市水道事業会計補正予算実施計画にその内容をお示しいたしておるとおりでございます。

給水収益につきましては、10年ぶりの猛暑の影響による増額補正をお願いいたしており、給水負担金、その他収入の増減額を見込み、収益的収入全体では7,404万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

一方、費用面におきましては、一般管理費等諸費用の減額を見込んでおりますが、消費税及び地方消費税納付額の増額、また台風災害に伴う臨時損失の計上等により、収益的支出全体では193万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、予算第4条に定めております資本的収入及び支出の主なものにつきましては、移設補償金など工事負担金収入は増額となりますが、同時施工を予定しておりました主たる公共工事との関連により総事業費が減額となること等に伴い、企業債借入額を減額しようとするもので、あわせて資本的収支不足額の補てん財源については、それぞれお示しいたしておりますように改めようとするものでございます。

第5条につきましては、ただいまの理由によりまして、企業債の限度額を4億9,000万円から3億9,000万円に改めようとするものでございます。

次に、議案第17号平成16年度防府市工業用水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

本会計につきましても、補正予算書11ページにお示しいたしておりますように、決算見込みに立ちました増減額をお願いするものでございます。

以上、議案第16号及び議案第17号について御説明申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議長(久保 玄爾君) ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長(久保 玄爾君) 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託した

いと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第16号及び議案第17号については、建設委員会に付託と決しました。

議長（久保 玄爾君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。なお、次の本会議は3月4日午前10時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましてはよろしく御審査のほど、お願いいたします。お疲れさまでした。

午前11時51分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成17年2月28日

防府市議会議長 久保 玄 爾

防府市議会議員 平 田 豊 民

防府市議会議員 安 藤 二 郎